平成２５年（フ）第４６号
青森県平川市館田前田222番地２
債務者　古川　幸子
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２５６号
北九州市小倉南区舞ケ丘３丁目12番１号
債務者　吉岡　悦子
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５４号
青森県青森市浪岡大字杉沢字井ノ上32番地３
債務者　石村　嘉人
１　決定年月日時　平成25年５月14日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６９８８号
大阪市港区三先２丁目17番10―1425号
債務者　田中　衛子
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９８８号
大阪府豊中市大島町１丁目14番５号
債務者　女鹿　秀幸
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１５０号
大阪市平野区背戸口２丁目14番２号　平野屋マンション201
債務者　坂東　留実
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２８５号
大阪市都島区東野田町４丁目13番５号　アルデール京橋301号
債務者　白戸　寿憲
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７１２号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―836号
債務者　小西　彩香（旧姓吉野）
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６７号
大阪府池田市畑２丁目５番１―302号
債務者　外野　文利
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８６８号
大阪市東淀川区瑞光３丁目１番８号　ソレイユコート上新庄、前住所大阪府池田市畑２丁目５番１―302号
債務者　外野千賀代
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１８８８号
大阪府高槻市塚原１丁目２番14号、前住所大阪府高槻市塚原４丁目46番１―403号
債務者　皆川　美保
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９８１号
大阪市東住吉区南田辺１－３―13　Ｒ－ｓｔａｙ8551―202号、住民票上の住所大阪府東大阪市日下町７丁目７番25号
債務者　内山田貴法
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９８号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番８号、前住所大阪市平野区平野東１丁目７番25―406号
債務者　江越　道博
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９９９号
大阪市平野区長吉出戸４丁目５番８号、前住所大阪市平野区平野東１丁目７番25―406号
債務者　江越　里美
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２００２号
大阪府東大阪市永和２丁目20番22号
債務者　知念　昌美（旧姓政）
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０１７号
大阪市淀川区十三本町１丁目６番22―804号
債務者　石倉　有記
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７３号
大阪府茨木市春日１丁目９番21号　春日アメニティー112号
債務者　藤田　康晴
１　決定年月日時　平成25年５月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部